基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年九月三十日を基準日と定め、同日十三時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年十月三十日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十二年九月十四日

千葉市美浜区中瀬一丁目三番地
幕張テクノガーデンD棟二一階
株式会社大地を守る会
代表取締役　藤田　和芳

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年九月二十九日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年十月七日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十二年九月十四日

東京都豊島区南池袋一丁目一六番一五号
株式会社ズーム
代表取締役　藤元　伸彦

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年九月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年十二月開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十二年九月十四日

愛知県名古屋市中区錦三丁目二二番二〇号
株式会社ダイテックホールディング
代表取締役　堀　誠一郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年十月一日付で株券を発行する旨の定款の規定を廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年九月十四日

東京都渋谷区道玄坂二丁目六番一七号
株式会社フリーポート
代表取締役　前田　芳輝

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年九月十四日

東京都千代田区麹町四丁目三番地
株式会社社日測
代表取締役　辻畑　直政

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年九月十四日

大阪市西区西本町三丁目一番四三号
コスモ技研株式会社
代表取締役　森　正忠

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年九月十四日

神戸市中央区元町通五丁目一番二〇号
大一産業株式会社
代表取締役　松井　一実

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年十一月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年九月十四日

山口県山口市大内矢田四五一番地
石山建設株式会社
代表取締役　石山　克之

限定承認公告

本籍香川県綾歌郡綾川町千疋八三七番地、最後の住所大阪府箕面市粟生新家二―一―七九
被相続人　亡　渡辺　勲

右被相続人は平成二十二年七月四日死亡し、その相続人は平成二十二年九月二日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十四日

大阪市北区西天満二丁目六番八号堂島ビルヂング七階岡崎法律事務所
相続財産管理人渡辺健治
代理人弁護士　岡崎　宣利

任意清算公告

当社は、平成二十二年八月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年九月十四日

大阪府八尾市光陽園二丁目一番二三―二〇一号
大阪綿業合名会社
社員　源　尚浩

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年十月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年九月十四日

山口県山口市大内御堀一八八四番地
株式会社あすなろコーポレーション
代表取締役　岡部　通保

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金六千万円減少し、金三十七億四千三百三十五万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十二年十月十五日であり、社員総会の決議は平成二十二年九月七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年十二月十八日
掲載頁　一二三頁（号外第二六八号）
平成二十二年九月十四日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号
アールディーアイ特定目的会社
取締役　石田　泉

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二億円減少し金二百六十五億六千万円とし、発行済優先出資総口数百七万四百口のうちの八千口（但し、A号優先出資について〇口、B号優先出資について八千口）を一口に対して二万五千円をもって有償消却することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年十月十五日であり、社員総会の決議は、平成二十二年九月十三日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十二年三月三十日付官報の号外第六十六号一七七頁に掲載されています。

平成二十二年九月十四日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
ハイランド特定目的会社
取締役　鄭　武壽

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十二年六月二十八日（号外第百三十五号）公布総務省令第七十一号（危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
	三	下二	六地下タンク貯蔵製造所、貯蔵所	又は取扱所
平成二十二年四月二十四日国土交通省告示第九百五十五号（共同溝を整備すべき道路を指定した件）（原稿誤り）				
	二	終りから一〇	申立人　茂木孝一	申立人　茂木孝一
〃	〃	七	不在者　茂木伊智男	不在者　茂木伊智男

六ページ上段路線名の欄中「二十号」は「二号」の誤り。

平成二十二年九月七日掲載のさいたま家庭裁判所熊谷支部に係る平成二十二年（家）第六五二号失踪に関する届出の催告中（印刷誤り）

一	二	終りから一〇	申立人　茂木孝一	申立人　茂木孝一
〃	〃	七	不在者　茂木伊智男	不在者　茂木伊智男

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　九月十四日付第一九五号六　四ページ●同日付政府調達第一七四号ニ四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）